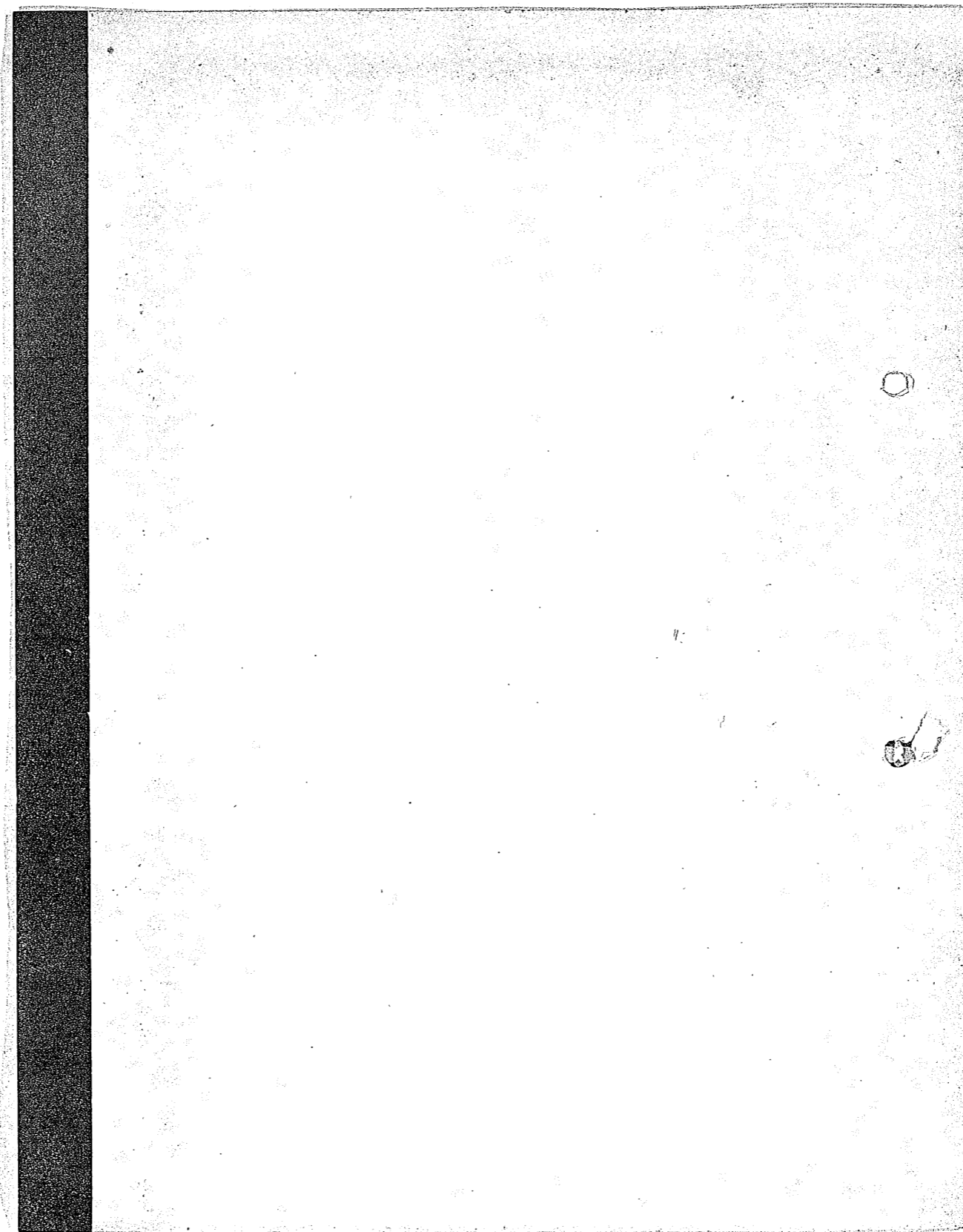


# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米安保条約の改定に係る経緯⑧

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43890">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43890</a>



B' 5.1.0.5/112

朝鮮戦争

(安保改訂資料)

① 朝鮮戦争まで一九四五年〜一九四九年

「朝鮮を自由独立のものにする決意」を表明したカイロ宣言及び同宣言の条項の履行を規定したポツダム宣言の実施のため一九四五年十二月のモスコウ外相会議の結果、朝鮮独立に関する米、英、ソ(中)協定が成立した。この協定に基き米・ソ合同朝鮮委員会が設置されたが、米ソ間の対立のためモスコウ協定の実施を確保し得なかつた。このため一九四七年九月米国は「朝鮮独立問題」を国連第二総会の議題とするよう要請した。総会は同年十一月十四日朝鮮において統一選挙を実施すること、およびこの選挙の実施を援助し監察するため国連臨時朝鮮委員会を設置すること、を決議した。(決議一三二(四))

ソ連は、前記決議に反対したため、朝鮮委員会は、選挙施行のため北鮮に入ることができず、総会中間委員会の指令により一九四八年五月十日南鮮のみにおける選挙の施行を監察した。この選挙の結果同年八月十五日大韓民国政府が樹立され、国連第三総会は、一九四八年十二月十二日の決議一九五(四)により、

同政府が民主的方法により選挙された合法的な政府であり、朝鮮における唯一のこの種政府であることを宣言した(北鮮政府は同年九月樹立を宣言していた)。総会は同時に全外国軍隊の撤退を勧告し、朝鮮統一のための朝鮮委員会の設置を決定した。在鮮米軍は、一九四九年六月撤退を了した。

② 朝鮮戦争の開始と統一行動の組織一九五〇年六月〜七月

一九五〇年六月二十五日、国連事務総長は、米政府および国連朝鮮委員会からの電報で、北鮮軍の三八度線突破の通報を受け、安保理事會を招集した。安保理事會は同日、北鮮軍の攻撃を「平和の破壊」と決定した上、即時休戦を勧告し、加盟国の援助を要請する決議を採択した。九対〇、棄権一(ユーゴ)ソ連欠席。六月二十七日安保理事會は、加盟国に対し武力攻撃排除のためあらゆる援助を供与するよう要請する決議を採択した。七対〇、棄権一(ユーゴ)ソ連欠席、インド、エジプト投票不参加、(後にインドは決議支持を、エジプトは棄権をそれぞれ表明した)。

六月二十七日米政府は、米軍が韓国援助のため行動を起し

たことを声明した。五一加盟国は、六月二十五日及び二十七日の安保理決議支持を表明した。七月七日安保理事は、国連軍統一司令部を設置し、米政府に対し、司令官任命を要請する決議を採択した（七月八日マッカーサー元師が任命された）。十六加盟国が統一司令部に戦闘兵力を提供し、四加盟国およびイタリヤが医療部隊を供与した。

(3) 国連軍の反攻と UNCURK の設置 一九五〇年八月、十月、一九五〇年八月国連軍および韓国は釜山附近まで後退したが、九月十五日仁川上陸に引き続き反撃に転じ国連軍は三八度線附近にまで迫った。十月七日国連第五総会は「全鮮にわたり安定した状況を確保するためすべての適当な措置をとる」こと及び「国連軍はこの目的を達成するに必要な限度以上に北鮮のいかなる部分にも残留してはならない」ことを勧告し、国連朝鮮復興統一委員会 UNCURK を設置する決議（所謂三十八度線突破決議）三七六(V)を採択した。

この間、八月および九月にも安保理事は六、七月に引き続き韓国に対する侵略問題を審議し、米、ソの間でソ連による北鮮

侵略の援助あるいは米空軍の無差別爆撃等についてそれぞれ非難の応酬があつたが、八月以降のソ連の安保理事会復帰のため理事会は何らの決議を採択するに至らなかつた。

(4) 中共軍の介入 一九五〇年十一月より一九五一年五月  
十一月六日国連統一司令部は、中共軍の北鮮侵入に関する特別報告を提出し、同月安保理事会は、同報告および台湾問題をあわせて審議し、中共政府代表も、この審議に参加した。十一月三十日安保理事会は、北鮮への援助供与を差し控えるよう要請し、中国領土尊重の意思を確認する趣旨の米英等六カ国案を表決に付したが、ソ連の拒否権により否決に終つた。九対一(ソ連)、インド投票不参加。  
十二月六日国連第五総会は、前記六カ国案提案国の要請により中共介入問題を議題に採択し、十二月十四日、インド等A・A十三カ国の提案に基づき三人休戦グループ(イラン、インド、カナダ)を設置する決議三八四(V)を採択した。三人休戦グループは、ただちに中共、北鮮側との接触に努力したが、共産側の拒絶に会つた。なお、同グループは一九五一年一月十三日段階的に休戦を達成するため五原則を中共政府に伝達し、中共政府は、一月十七日、休戦グループの提案に対する対案を提出した。

この間一月三十一日安保理事会は、韓国に対する侵略問題を理事会の議題から除くことを満場一致決定した。  
国連総会は、前記の中共政府の対案を審議したが、これを敵対行為終結のための国連の提案の拒否と見做し、中共政府による侵略を決定し、中共の侵略に対抗する措置を検討するため追加措置委員会を設置する決議四九八(V)を二月一日採択した。四対七、棄権九。  
五月十八日国連総会は追加措置委員会の報告に基づき中共および北鮮に対する禁輸措置を勧告する決議五〇〇(V)を採択した。三七加盟国が同決議の履行に対する協力を確認し、三加盟国は、中共との間に禁輸の対象となる物品の貿易関係のないことを報告し、四非加盟国も禁輸措置をとることを声明した。  
(5) 休戦協定の成立 一九五一年六月より一九五三年七月  
一九五一年六月二十三日マリク・ソ連国連代表は、ラジオを通じて休戦交渉の開始を提唱し、これを契機として、国連軍と共産軍との間に七月十日から休戦交渉が開始されたが、一九五二年十月八日に至つて捕虜の自由意思による帰還の選択を認め

るか否かの問題での対立を主因として、交渉は行詰りに達着した。  
しかし、一九五三年四月傷病捕虜の交換に関する協定の成立を契機に六月八日捕虜問題に関する交渉の再開を見、インド、ポーランド、チェコ、スウェーデン、スイス五カ国から成る国連送還委員会の設置が合意された。  
この結果、休戦協定全般についても交渉が進展し、一九五三年七月二十七日に至つて協定の調印を了した。休戦協定に基づき戦闘行為は停止され、両軍代表からなる軍事休戦委員会およびスウェーデン、スイス、チェコ、ポーランドから成る中立国監察委員会が設置された。同七月二十七日国連軍兵力提供国十六カ国は、ワシントンにおいて休戦協定順守と朝鮮の平和的統一のための協力を確認し、侵略再発の場合には早急に団結して抵抗する旨の声明を発表した。

(六)、朝鮮政治会議の開催一九五三年八月、一九五四年四月  
休戦協定締結にかんがみ国連第八総会は、再開会期を開き、朝鮮に関する国連の目的を再確認した上休戦協定に規定されている朝鮮政治会議の国連側参加国は朝鮮における戦闘に従事した十六ヶ国、韓国とし、ソ連の参加をも認める旨の決議七一(四)を一九五三年八月二十八日採択した。ソ連は、インド等中立国を含む十五国で構成することを主張し、中共、北鮮も、国連決議の提案を拒否した。同年十二月政治会議開催に関する板門店での交渉も決裂したが、一九五四年二月ベルリンにおける米、英、仏、ソ外相会議で、朝鮮に関する会議を、これら四ヶ国、中共、南北鮮、その他の戦闘参加国で開くことに合意が成立した。  
一九五四年四月からジュネーブで開催されたこの会議(国連側参加国は、これを休戦協定に基づく政治会議と認定)には、国連側からは朝鮮派兵十六ヶ国中南阿を除く十五ヶ国および韓国が、共産側は北鮮、中共およびソ連が参加した。  
この会議は不成功に終つたが、国連側の十五カ国は、国連第

九総会に報告を提出した。その報告には、これら十五カ国が問題解決の基礎として共産側に提示した二原則が含まれていた。この二原則とは、つぎのとおりであつた。

「(a) 国連は、その憲章に基づき、侵略を撃退し平和と安全を回復するため、その憲章に基づき、侵略を撃退し平和と安全を回復するための集団措置をとり、かつ朝鮮問題の平和的解決を求め、統一された独立かつ民主的な朝鮮の樹立のためには、国会議員選挙のため、国連の監視下に真に自由な選挙が実施されるべきであり、国会における代表は、全朝鮮の住民の人口に直接比例して選出されるべきである。」

(七) 国連第九、第十四総会 一九五四年九月以降 国連総会は、第九総会以後第十三総会まで繰返し、前記の二原則に基づく解決を求める旨を確認する決議を採択して来ている。総会決議、八一(IX)、九一〇(X)、一〇一〇(XI)、一八〇(XII)、一二六四(XIII)、一四五五(XIV)。第十四総会本会議における決議案の表決結果は、五四対九(ソ連圏)棄権ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラク、レバノン、リビア、ネパール、サウディアラビア、スーダン、アラブ連合、イエーメン、ユーゴ)欠席二(モロッコ、チュニジア)セイロンは賛成票は誤りであり棄権するはずであつた旨を表明した。共産側の立場は、ジュネーブ会議以来、国連は、朝鮮戦争の一方の当事者となつた以上朝鮮問題を処理する根拠を失つたものと前提に立ち、(a)朝鮮における選挙は、南北両鮮平等の代表権を有する全鮮委員会により準備される、(b)選挙の監視は、同数の共産国および非共産国により構成され、全会一致の原則にもとづき行動する中立国監視委員会により行われる、というも

のであつた。ただし、最近においては、このような根本的解決に関する主張は措いて、外国軍隊の撤退と南北鮮間の経済、文化交流の強化という当面の目標を重視する傾向が見られる。

(八) 外国軍隊撤退問題に関する書簡交換 一九五八年二月以降、一九五八年二月五日、北鮮政府は、全外国軍隊の朝鮮撤退、全鮮自由選挙の実施、南北鮮間の交流の促進と両鮮軍の大巾削減を提案する声明を発表し、これに引続き二月十九日中共義勇軍を一九五八年末までに撤退する旨の中朝共同声明が発表された。

その後、国連軍派兵団を代表する英国と中共政府との間で、外国軍隊の撤兵、自由選挙施行の方法等に関する書簡の往復が累次にわたつて行われて来ている。

なお、北鮮政府は一九五八年十月中共軍は、同月二十六日までに全面的撤兵を完了した旨声明した。

#### 日米安全保障条約の改訂について

大橋忠一氏稿

一 日米安全保障条約は、平和条約締結当時日本に自衛力を欠き、また朝鮮動乱のため極東の情勢が不安であつたという特殊の事情から、日本がいまだ占領下にあつた際に、平和条約と同時に締結された暫定的の取極である。しかるにその後日本の自衛力も不十分ながら一応整備せられ、また朝鮮動乱当時に比し極東の情勢も平静化した現在、いまや日米両国の利益のために安保条約の改訂を考慮すべき時期が到来したものと考えられる。

二 安保条約によつて米国は日本に兵力を駐留せしめる権利を与えられ、日本は米軍の駐留に必要な施設を提供する義務を負わされている。しかし同条約は、在日米軍の使命とこれを使用し得る場合を定めてはいるが、日本が攻撃を受けた場合直接これを防衛する米国の義務を定めていない点において、日本にとっては頼りない条約である。これは安保条約が、平和条約締結当時、米国が日



本において保有した軍事体制を平和条約発効後にもそのまま維持することを主たる狙いとして結ばれたものであることを示すものである。この条約は、日本及び東亜に米国の軍事基地を設定し対共産圏包囲陣を維持しようとする米国の戦略上の目的には合致するものであろう。しかしながらそれは日本自体の目的からみれば不満足なものとして日本国民の目に映っている。

三 さらに日本の左翼分子は、この条約が存続する限り日本の独立は實際上存在せず、あたかもソ連軍の駐留する東欧諸国の独立と大差ないと判断している。また彼らはこの条約のある限り日本防衛の主導権は米国にあつて日本にはなく、日本の自衛隊は米駐留軍の補助部隊ないしその傭兵にすぎないとの宣伝を行つてゐる。このような左翼分子の宣伝は、容易に国民の耳目に入りやすいばかりでなく、自衛隊自身の士気にも影響を及ぼしている事実を否定しえない。世間からこのような性格をもつものとみられてゐる軍隊は、いかにこれを量的に増強しても、いかにこれを訓練し

2

ても、祖国防衛の意識に燃えた精鋭な軍隊とすることはできない。このような軍隊はまた米国が真に信頼することのできる協力者ともなりえないであらう。

四 われわれは、日本の防衛体制確立のため、現行憲法を改正する必要を認めるものであるが、安保条約の存続する現体制の下においてはこの憲法改正に必要な国民の支持を獲得することがきわめて困難である。すなわち安保条約体制の下における憲法改正の企図は、日本自身の防衛のためよりも米国の軍事目的に奉仕するものであるとの口実を憲法改正反対論者に与えることとなるからである。

五 そもそも一國に外国の軍隊が駐留し又は外国の基地が存在することは、それがその国にとつていかに無害なものでありさらにそれがいかに有益である場合においても、決してその国民一般には喜ばれないのが通例である。その国が第三国の脅威に現実にさらされている場合にのみ例外が存しうるが、日本国民は現在日本が

3

そのような第三国の現実の脅威にさらされているとは決して思っていない。のみならず日本国民は、日本に軍隊を駐留せしめてい  
る米國と、日本国民に甘言を送りつつあるソ連、中共とを対比し  
て、米國の方がより好戦的かつ帝國主義的であるとすする宣伝にや  
やもすると耳目を奪われがちである。ことに日本における米國の  
原爆基地設定はソ連の日本に対する原爆攻撃を誘発するであろう  
という宣伝は、日本国民に特に敏感にひびいている。また現在日  
本に米軍とその基地が存在することに伴つて日常生活にいろいろ各  
種の事件は、国内の反米勢力に絶好の宣伝材料を提供し、このよ  
うな状態の継続は、国内の左翼勢力を増大せしめ、日本を中立主  
義の方向に駆りたてるに役だつのみである。われわれはこのよう  
な状態を利用して日米兩國の離間を策するソ連や中共の存在を常  
に忘れてはならない。

六 米國は安保条約体制を再検討する用意はあるが、日本の反米勢  
力が強くなり日本の将来におけるゆくえについて確信が持てない  
ためにちゆうちよしているのだというものがある。しかしながら  
現状をそのまま放置しておけばおほくほど対米感情は将来ますます  
悪化するであろう。元來米國が日本を護るために提案した安保条  
約は、今日においては逆に日本国民の心を失うに役だつものとな  
つているのである。

日米兩國の友好關係を強化し日本を米國の忠実なる味方として  
残すためには、安保条約体制をすみやかに改めなければならぬ。  
日本に自國の防衛の主導権と責任を返還し日本に眞の獨立体制を  
強化する以外に方法はない。米國の側から見れば日本の現在の防  
衛力はそのためには不十分であると見られるかもしれないが、も  
とも日本の防衛は米國人よりも日本人の主たる關心事であるべ  
き筋合であり、また日本の防衛の主導権と責任を日本人自身に持  
たせることこそ現在の不十分な日本の防衛力を強化せしめるため

のしよう徑である。

七 日本はしかしながら現在両陣營の激しい冷戦の最中に立つてアメリカの援護なしで自力で自國の防衛を行うに十分な国力を持つてはいない。日本国民はまた中共やソ連の誘惑に従つて中立陣營に身を投ずることも好まない。いわんやハンガリーにおけるソ連の暴虐振りを見せつけられた日本国民の大部分は、共產主義体制に対する疑惑を一層深めさせられている。日本国民の多数は今後共米國と同一の陣營に止まることを欲している。安保条約の改廢は日本国民の希望するところであるが、アメリカとの關係を断ち切ることはその希望するところではない。かえつて日本の独立と尊嚴とに合致しうる相互的な新条約を結び、その条約の下に國防の自主権を確保し防衛力を自主的に増強し、もつて米駐留軍とその基地の撤廢を目的としてその漸減方式を確立することを望んでいるのである。

八 日本の防衛力の増強をしようようする米國人がいるが、これは

日本国民の目には米國の内政干渉としてうつり、かえつて逆効果をおよぼすのみである。日本に自國防衛の責任と自主権を認めるとの態度を明確に打ち立てさえすれば、日本国民は米國の催促がなくても必要な防衛力の増進に努力する気持となるであろう。

以上は決して米國に対する敵意からいうのではない。反対に日本における対米悪感情の増大を防ぎ、国内の左翼勢力のこれ以上のばつこに終止符を打ち、もつて日米兩國間に真に安定した友好と相互援助の關係を樹立しようとする願望から説いたものである。